

無実を訴えて40年、50年、

そしてこれからもー。

再審法が改正されない限り

私の人生は  
法との戦い  
だ。

袴田事件の袴田巖さん(1961年当時)

大崎事件の原口アヤ子さん(1979年当時)

証拠開示の制度化、検察官抗告の禁止ー。

えん罪救済を阻む現行法を見直し、公正・迅速な救済を実現するため

再審法改正を、今すぐに。

